

議 案 第 93 号

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る省令等の改正に伴い、利用者に対して身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるほか、所要の改正を行うため。

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（記録の整備）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 指定地域密着型サービス基準第3条の24第11項に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 指定地域密着型サービス基準第3条の24第10項に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス基準第3条の22第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(6) 指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>

(7) 指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第8条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第9条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサ

(8) 指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第8条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型サービス基準第10条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第9条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサ

ビスの内容等の記録

- (3) 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) (略)

第10条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

ービスの内容等の記録

- (3) 指定地域密着型サービス基準第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 指定地域密着型サービス基準第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

第10条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第11条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

第12条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(7) 指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

第11条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型サービス基準第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第12条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

- (3) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第73条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)

第13条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 指定地域密着型サービス基準第95条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 指定地域密着型サービス基準第97条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第108条にお

- (3) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第73条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)

第13条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 指定地域密着型サービス基準第95条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 指定地域密着型サービス基準第97条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第108条にお

いて準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第14条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型サービス基準第118条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 指定地域密着型サービス基準第126条第3項に規定する結果等の記録

(5) 指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

いて準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第14条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型サービス基準第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型サービス基準第118条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 指定地域密着型サービス基準第126条第3項の規定による結果等の記録

(5) 指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

第15条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 指定地域密着型サービス基準第135条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 指定地域密着型サービス基準第137条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 指定地域密着型サービス基準第155条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

第16条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定地域密着型サービス基準第177条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4)・(5) (略)

第15条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 指定地域密着型サービス基準第135条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 指定地域密着型サービス基準第137条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 指定地域密着型サービス基準第155条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

第16条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定地域密着型サービス基準第177条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4)・(5) (略)

<p>(6) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(8) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p>	<p>(6) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(8) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p>
---	---

(松戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(記録の整備)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指定居宅介護支援等基準第16条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 指定居宅介護支援等基準第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定居宅介護支援等基準第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 指定居宅介護支援等基準第16条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 指定居宅介護支援等基準第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>

<p>(5) <u>指定居宅介護支援等基準第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>(6) <u>指定居宅介護支援等基準第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>
--	---

(松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（令和3年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(記録の整備)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第24条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第24条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>指定地域密着型介護予防サービス基準第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備</p>

し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 指定地域密着型介護予防サービス基準第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

第8条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型介護予防サービス基準第75条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型介護予防サービス基準第77条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時

し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 指定地域密着型介護予防サービス基準第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

第8条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 指定地域密着型介護予防サービス基準第75条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 指定地域密着型介護予防サービス基準第77条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時

<p>間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p>	<p>時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第24条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p>
--	--

(松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(令和3年松戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(記録の整備)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定介護予防支援等基準第30条第15号に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定介護予防支援等基準第30条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) 指定介護予防支援等基準第30条第2号の3</p>

<p>(3) <u>指定介護予防支援等基準第15条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>指定介護予防支援等基準第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>指定介護予防支援等基準第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p><u>の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>指定介護予防支援等基準第15条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>指定介護予防支援等基準第25条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>指定介護予防支援等基準第26条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。